

所得税の還付申告お早めに

大和税務署(☎262・9240)で受付スタート

●還付申告できる方

今月から大和税務署では、給与所得者、年金所得者の方で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける還付申告の受付を行っています。2月18日(月)からの申告期間中は、大変混雑しますので、該当の方は早めにお越しください。1月～2月中旬に申告書を提出すると、還付金を早く受け取ることができま

なお、税務署や各相談会場では、納税者(本人)に確定申告書に記載(作成)していただく「自書申告」を推進しています。申告書は、様式の改定で、従来より記入しやすくなっています。また、税務署のほか各相談会場には、冊子「確定申告の手引き」や各種記載例、説明書を備え付けていますので、それらを参考に記載して、早めに提出してください。

○医療費控除

本人または生計を一にする親族の病気の治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合

○住宅借入金等特別控除

(住宅ローンなど)

は所得の5%を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額は200万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合に還付されます。

住宅ローンなどを利用して住宅を購入(家屋の敷地を含む)したり、増改築などを行った場合、一定の要件を満たしていれば、15年間(または10年間)にわたって税額控除が受けられます。

この控除は、銀行などの金融機関や住宅金融公庫などの公的

●確定申告書の作成指導

1月28日
～2月1日
市役所で開催

公的年金や給与収入のある方で、医療費控除や住宅借入金などの特別控除を受ける方を対象に、確定申告書の作成指導・申告書の受付を行います。作成方法は、税務署職員の指導を受けながら納税者ご本人で作成していただく自書作成方式です。

▽日程 ▼給与所得者の住宅借入金等特別控除・医療費控除

軽減されるものです(市・県民税には適用されません)。

1月28日(月)、29日(火)
11時～午後1時30分
▽受付時間

▽会場 市役所40会議室
※会場が混雑した場合、受付締切時間が早まったり、入場できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

●新しくなった「確定申告書」と「手引き」

A・B様式の2種類
A4サイズで見やすく

①確定申告書

今月から、確定申告書が新しくなりました。新様式は、「A・B様式」の2種類に、記載欄はA4サイズの「第一表、第二表」の2枚に整理され、大きく見やすくなりました。また、分離課税用申告書と損失申告書、修正申告書が別表になりました。

○A様式 申告する所得が給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得の方(給与所得者で医療費控除を受ける方や年金収入のある方など)

○B様式 事業所得や不動産所得のある方ですが、所得

②確定申告の手引き

また、申告書の記入方法がわかる「確定申告の手引き」も新しくなりました。

☆平成12年分以前の確定(修正)申告書を提出する場合にも、新様式を使用してください。

かる「確定申告の手引き」も新しくA・B様式それぞれ専用の「手引き」となりました。申告書に記載する金額の計算をわかりやすくするため、計算コーナーを設けました。

還付申告書の書き方などは、国税庁のホームページにも掲載されています。アドレスは、http://www.taxanser.na.go.jpです。ぜひご利用ください(1月下旬に利用開始)。

●口座振替済書、来年度から廃止

市では、現在市税などの口座引き落とし後にお送りしている口座振替済通書、来年度から廃止することになりました。これは、近隣市の状況や、経費面を考慮したことによるものです。ご理解くださるようお願いいたします。

☎ 市民税課(内346)

●申告期間 休日・時間外、郵送も提出できます

▽所得税 2月18日(月)～3月15日(金)
▽消費税(個人事業者) 1月1日(祝)～4月1日(月)
▽贈与税 2月1日(金)～3月15日(金)

は、税務署のほか、2月初旬からは市役所の市民税課の窓口にも備え付けてあります。

なお、閉庁日または時間外に提出される場合は税務署の「時間外文書収受箱」をご利用ください。郵送でも提出できます。

※市役所では、時間外や郵送による受付はできませんのでご注意ください。

☎ 大和税務署個人課税第一部 門(大和中央5-14-22、☎262・9240)。

2月23日(土)「木造住宅耐震相談」を実施

皆さんの人命が失われ、大きな被害をもたらした「阪神・淡路大震災」から間もなく7年

発生し、中でも鳥取県西部地震や若予地震などでは多くの建物が損傷する被害を受けました。

今お住まいの建物の耐震性能を確認し、必要に応じて改修工事をしたりすることも大切です。

このため、市では「木造住宅耐震相談」を実施します。専門相談員が個別に相談に応じますので、ぜひお申し込みください。

▽日時 2月23日(土)午前10時～午後3時
▽会場 中新田コミセン
▽定員 15組
▽費用 無料
▽対象建築物 昭和56年6月以前に建築された1戸建て木造(在来工法)住宅

あなたの家は

大丈夫ですか

会場・中新田コミセン

海老名市も、近い将来発生するといわれる東海地震や東部地震などにより、建物倒壊など多くの被害を受けると予想されています。特に建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年6月以前に建てられた建物に被害が集中するといわれています。

このような地震の被害を最小限にするためには、みなさんが、

戸建て木造(在来工法)住宅

都市計画課(内616)。